

別記様式第1号(第四関係)

# 高浜地区活性化計画

福井県高浜町

平成30年3月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 高浜地区活性化計画

都道府県名 福井県

市町村名 高浜町

地区名(※1)

高浜

計画期間(※2)

平成30年度～31年度

## 目 標 : (※3)

高浜地区は、第2種漁港である高浜漁港を擁しているが、高浜漁港の老朽化や定置網漁主体の漁業による漁獲の不安定、魚単価の低調などの課題を抱えている。そのため、平成30年度から実施する高浜漁港再編にあわせて、水揚げ～加工～販売に至る6次産業化のための施設を整備し、地産地消の促進や水産物の付加価値化を進めることにより、地区内での地域産物の販売量の増加を目標とする。

現状 平成29年度: 189.3t(漁獲量全体の30%)

将来 平成33年度: 252.4t(漁獲量全体の40%) ※平成29年比63.1t増加

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

高浜町は福井県の最西端に位置し、南東はおおい町、西は京都府と境する。南西の飯盛山脈を背にして北は日本海に面する。リアス式海岸の特徴を示す内浦地区には原子力発電所があり、一方、和田地区から高浜町を経て青郷地区に至る8kmは白い砂浜の海岸と松林など変化に富み、ことに夏は関西・中京方面よりの海水浴客でにぎわう。町の西部にある青葉山は標高699mで、その雄姿は若狭富士と呼ばれている。町の70%は山林で、日本海に注ぐ河川の流域に耕地約520haが帯状をなしている。

高浜地区は、主に高浜漁港や丹後街道沿いを中心とした旧市街地と、旧市街地の周辺に広がる宅地開発エリアとで構成されている。地区内には、JR高浜駅などの公共交通機関をはじめ、高浜町役場、病院、学校などが集積したエリアとなっている。また、地区の北側には、城山公園や高浜八穴と呼ばれる景勝地を擁しており、海水浴客やサーフィンに訪れる観光客も多い。

### 現状と課題

高浜地区では、平成2年度をピークに人口が減少し、平成27年時点では約4,800人と、ピーク時より約16%人口が減少している。また、基幹産業である水産業については、高浜漁港の老朽化や定置網漁主体の漁業による漁獲の不安定、魚単価の低調などの課題を抱えていると同時に、漁業従事者の減少、高齢化が進行している。

このため、水産業の振興に向けては、水産業のブランド化や地産地消による地域産物の増加に向けた取り組み強化が課題である。

### 今後の展開方向等(※4)

高浜町では、高浜コンパクトシティ構想に基づき、高浜漁港再整備による水産業活性化・観光客の目的地化への取り組みを進めている。具体的には、高浜漁港の老朽化対策や市場機能の集約化を図るため、事代地内に位置する漁港施設を西側の塩土地区に移転すると共に、市場や荷捌き施設、水産加工施設などの整備を進めている。その中で、水産業の魅力向上及び付加価値化、安定した雇用創出を図るための施設として、農水産物直売所や飲食施設を核とする6次産業施設を整備し、地産地消の推進、高浜ブランドの構築、観光客の交流促進などを進めていくことにより、地域産物の販売量の増加を図るものとする。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
高浜町	高浜地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	高浜町	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
高浜町	高浜地区	高浜漁港再編整備事業	高浜町	魚市場、漁具倉庫、出荷選別施設、道路、急速冷蔵庫、加工場等整備

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

高浜地区(福井県高浜町)	区域面積(※2)	97.7ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係:  当該地域は、第2種漁港である高浜漁港と一体的に発展した地域である。		
②法第3条第2号関係: 高浜町都市計画マスタープラン(H24.3)では、「漁港ゾーン」に位置し、海と食文化を活かした地場産業の活性化を図る地域として、「市」などによる賑わいの創出を図ることなどが位置づけられている。 また、「高浜町コンパクトシティ基本計画」(H24.3)では、魅力・賑わい創出による中心市街地への居住推進と地場産業(水産業)の活性化が位置づけられている。		
③法第3条第3号関係:  当該地域は、漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の背後集落であり、かつ漁業センサスの対象となる漁業集落が含まれている。		

#### 【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考	
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)		市民農園施設
					氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別		種別(※3)

##### (2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画主体である高浜町が、計画最終年度の翌年度に、当該施設を含めた地区内の地域産物販売量の増減を把握した上で、第三者等に意見を聞くなどして目標の達成状況の検証を行ったうえで、結果を公表する。